

議会運営委員会事務調査報告書

令和5年第3回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和7年3月17日

美幌町議会運営委員会
委員長 上 杉 晃 央

美幌町議会議長 戸 澤 義 典 様

記

1 事 件 名

議会の運営に関する事項について

2 調 査 の 経 過

令和5年 6月13日、 6月27日、 7月11日、 9月25日、
10月31日、11月13日、12月 5日、12月13日、
12月19日

令和6年 1月11日、 1月29日、 2月22日、 2月27日、
3月26日、 4月 9日、 4月23日、 5月14日、
6月25日、 7月 9日、 7月23日、 8月13日、
8月27日、 9月17日、10月15日、10月22日、
11月12日、11月25日、12月24日

令和7年 1月14日、 1月29日、 2月10日、 2月19日、
3月 7日、 3月11日、 3月17日

3 調 査 の 結 果

地方分権改革が進み、自治体の自己決定権の拡大により、議会としても行政のチェック機能をより強化することが求められている。具体的には、議会から積極的に「議会の役割」などの情報発信、住民の議会への参画による「開かれた議会」、議会本来の機能を発揮するため「議会の活性化」などを目指すことが急務と言える。

第19次議会運営委員会で継続調査となった「議会広報」をはじめ、議員から提案された「会議時間の変更」「議場への飲物の持込」「全員協議会のインターネット中継」について調査・検討を重ねてきたが、一定の整理・取りまとめをしたので、ここに報告する。

(1) 議会広報について

議会広報紙は議会と町民を結ぶ架け橋であり、議会の審議や活動状況を広く町民に

知らせる重要な役割を担っている。このため、「読まれる議会広報紙」「伝わる議会広報紙」の作成に向け、議会運営委員会に小委員会として「議会広報検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、近隣市町の先進地視察やアンケート提出議員との意見交換などを行ってきたが、今後の議会広報紙の編集・発行等に関する調査研究を進めてきた結果について議会運営委員会に報告があり、次のとおり議会運営委員会として一定の整理を行ったところである。

ア 議会広報びほろ町ぎかい（議会だより）のリニューアル等について

「議会だより」のリニューアル等の項目については次のとおりである。

(ア) 編集方針及びテーマについて

「読まれる・伝わる」議会広報紙を作成するにあたり、次のとおり編集方針及びテーマを掲げることとした。

- a 編集方針として、『～町民に読まれる議会広報を目指して～』とする。
- b テーマとして「読みやすい紙面」（行政用語・議会用語の表現の工夫など）、「町民参加の紙面」（「町民登場コーナー」など）、「見出し・写真で分かる紙面」（大見出し・写真の多用など）とする。
- c 印刷・デザイン等の専門家に助言や協力をいただくことも検討する。

(イ) 一般質問の原稿作成について

現在、ほとんどの地方議会にあっては広報委員会や広報広聴委員会といった委員会を設置して、「議会だより」を作成しており、特に町村議会では議員自らが企画から編集まで行っている議会が多い。

今回検討委員会が視察調査した北見市議会を除く全ての町議会において、一般質問の原稿は質問した議員自らが原稿を作成しており、他議会同様、一般質問をした議員自ら再質問・再答弁を含め、原稿を作成すべきとの意見でまとまった。

(ウ) 特集ページ（コーナー）の創設について

a 町民登場コーナーについて

テーマの一つでもある「町民参加の紙面」を実現するため「町民登場コーナー」を創設する。

b 新年度予算及び前年度決算特集コーナーについて

「開かれた議会」の充実を図るためには積極的な情報の公開と共有を推進する必要があり、特に新年度予算及び前年度決算については町民に密接に関わることから、特集ページを創設しこれらに係る質疑等を掲載する。

c 各委員会及び全員協議会審議事項等の掲載コーナーの創設について

議会活動における情報発信の充実を図るため、常任委員会、議会運営委員会及び全員協議会審議事項等の掲載コーナーを創設する。

d 定例会等の議案（条例制定・改正、予算等）における質疑等の掲載について

議会における審議内容や結果など、情報発信の充実を図るとともに議会としての説明責任を果たすため、定例会・臨時会の重要な議案やそれに対する質疑等を掲載する。なお、紙面に限りがあることから、掲載に当たっては一定の基準を設けることが必要である。

e ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用について

若者を含め多くの年齢層の方々に議会だよりを「目にして」頂くためには SNS による情報発信は有効な手法の一つであることから、議会だよりの掲載情報を中心に、美幌町議会活動の事前告知や内容等について、SNS を活用した情報発信を行う。

イ 議員の各委員会等の出欠状況の掲載について

各議員は議会が開催されていないときも議員活動を行っているが、公務としての議員活動を周知するため、本会議・常任委員会等の各委員会・全員協議会及び議員派遣を伴う研修会などの出欠状況について、その概略を掲載する。

ウ 委員会の設置について

「常任委員会」は、特定の分野について継続的に調査・審査を行うために設置される常設の委員会で、継続的な議論や審査を行うこととされている。一方、「特別委員会」は議会が必要と認めた特定の問題について集中的に調査・審査するために設置され、その目的が達成されると解散されることとされている。

今回検討委員会が視察調査を行った 5 市町については、「常任委員会」を設置しているのが弟子屈町、大空町の 2 自治体、「特別委員会等」を設置して編集等を行っているのが北見市、訓子府町、遠軽町の 3 自治体となっており、また、令和 6 年 7 月に実施した議会運営委員会事務調査における調査地においては、清水町、鹿追町、栗山町いずれも「常任委員会」を設置したうえで議会広報編集等を行っている。

これらを踏まえ、先述したリニューアル項目を実行するに当たっては相当の時間を要すると思われるため、各議員の意見に基づき、各常任委員会等の改選にあわせて 6 名以内で「特別委員会」を設置し、常任委員会への移行を含め、広報編集のあり方等を調査研究すべきとの意見でまとまったところである。

以上のとおり「読まれる・伝わる」議会広報紙を目指し、特別委員会を設置のうえ、さらに議論を重ねてまいりたい。

(2) 会議時間の変更について

会議時間については、美幌町議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により「午前 10 時から午後 4 時まで」としているが、議事の進行状況によっては昼休憩の開始が正午を過ぎたり、会議時間を延長して午後 4 時過ぎも審議を行うことがあり、傍聴人やインターネットで議会中継を視聴される方に対し、議会活動の情報を提供する上で改善すべき課題となっている。

このため、令和 6 年 12 月定例会及び令和 7 年 3 月定例会において、会議時間を午前と午後、それぞれ 30 分拡充し、会議時間の変更を試行し検証した結果、議会運営に支障を来すことはないことが確認されたところである。

よって、会議規則を改正し、令和 7 年 4 月 1 日から「会議時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで」に変更すべきとの結論に至ったものである。

(3) 議場への飲物の持込について

議場内での飲食については、会議規則等に特段の定めはなく、秩序と規律の保持の観点から長年の慣習として飲食は行わないことになっているが、議長席をはじめ、発言の機会が多い一般質問者の登壇席や理事者席には水差しを用意している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策を機に水差しを廃止し、ペットボトルやマイボトルの持込を認める議会が増えていることを踏まえ、令和7年4月1日から水差しを廃止し、体調管理のための水分補給を認めることが適当であるとの結論に至ったところである。

なお、持込を認める飲物の形状はペットボトルやマイボトルなどの蓋つきの密閉容器とし、飲物の種類は水またはお茶とする。説明員も同様とするほか、飲食が禁止されている傍聴人についても、体調管理のための水分補給を認め、傍聴規則を改正するものとする。

(4) 全員協議会のインターネット中継について

美幌町議会においては、本会議（定例会及び臨時会）の議会中継を行っているが、開かれた議会を目指すには、議会活動をより積極的に公開し、町民への情報提供の充実に努めることが求められる。

このため、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場である全員協議会について、令和7年4月1日からインターネットを利用した議会中継（ライブ及び録画中継）を行うことが望ましいとの結論に至ったところである。

なお、秘密会とされる会議の議会中継は行わない、議会中継を行う全員協議会の会議録（要点筆記）はホームページに掲載する、以上のとおり取扱うものとする。

今後とも、さらなる議会の活性化を図り、開かれた議会のなお一層の実現を図るため、議員間で活発に議論してまいりたい。